

岐阜県公報

第二千四百七十八号
平成二十五年九月十日

(火曜日)

目次

告示

岐阜県母子及び寡婦福祉資金貸付金の収納事務の委託
岐阜都市計画下水道事業の変更認可

(子ども家庭課) 五九七
(下水道課) 五九七

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定

(選挙管理委員会) 五九八

公示

土地改良区清算人の退任

(恵那農林事務所) 五九八

正誤

岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

(スポーツ健康課) 五九九

告示

岐阜県告示第四百二十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、岐阜県母子及び寡婦福祉資金貸付金の収納事務を次のとおり委託したため、同条第二項の規定により告示する。

平成二十五年九月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 受託者の所在地及び名称

東京都中央区勝どき一丁目七番三号 勝どきサンスクエア三階
中央債権回収株式会社

二 委託した事務の範囲

岐阜県母子及び寡婦福祉資金貸付金の借受人に係る滞納金の収納事務

三 委託期間

平成二十五年八月十三日から平成二十六年三月三十一日まで

岐阜県告示第四百二十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年九月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

- 二 岐阜市
都市計画事業の種類及び名称
岐阜都市計画下水道事業 岐阜市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和九年七月十七日から
平成二十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十五年九月十日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名 称	所 在 地
社会福祉法人さくらゆき 特別養護老人ホームさくらの舞	羽島郡岐南町徳田1丁目79番地

公 示

○土地改良区清算人の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年九月十日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した清算人

土地改良区名	退任年月日	氏 名	住 所
恵那市美濃東部土地改良区	平成 25. 8. 20	林 明 美	恵那市笠置町毛呂窪二一三番地四
		林 正 彦	四五六番地四
		田 中 征 衛	六七三番地
		永 治 充	一五六八番地二
		遠 藤 靖 雄	一三二四番地
		林 弘 己	一三三八番地二
		遠 藤 健 一	八四九番地二
		佐 伯 裕 男	恵那市笠置町姫栗二三六〇番地二
		林 昭 夫	一一三三番地
		樋 田 博 行	九三三番地
		田 本 吉 郎	五四三番地
		林 広 和	六〇七番地一
		保 母 龍 興	恵那市笠置町河合 四三三番地
		遠 藤 武 平	八六一番地
		山 本 甲 司	恵那市笠置町姫栗一七六四番地

和田光夫	同	一六〇二番地二
山口利兼	恵那市中野方町	一五番地四
近藤洋一	同	一四七九番地
柘植健治	同	一四一〇番地四
小池重睦	同	九五一番地七
安江敬悟	同	四四三七番地一四〇
長谷川博茂	同	三四〇五番地
井戸忠士	同	三九七七番地二
小池正則	恵那市笠置町毛呂窪七三五番地	
市川徳男	恵那市笠置町姫栗一一九四番地一	
遠藤次雄	恵那市笠置町河合一八三一番地	
加藤範昭	恵那市中野方町	二六八八番地

正 誤

(原稿誤り)

平成二十五年四月一日号外^(註) 岐阜県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

(岐阜県規則第七十五号) 十頁上段中

「別記第十号様式及び別記第十一号様式中「第11条」を「第13条」に改める。」
 「別記第十一号様式中「第11条」を「第13条」に改める。」
 は、「別記第十号様式及び別記第十一号様式中「第11条」を「第13条」に改める。」の誤り。

平成二十五年九月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社